

新たな高等教育機関の教育内容・方法について (議論のためのメモ)

論点Ⅲ 教育内容・方法

(1) 新たな機関における教育内容・方法の特色は、どのようなものか。

- ◆ 育成すべき資質・能力を踏まえ、どのような授業内容とすべきか。
- ◆ 新たな機関で必ず取り入れるべき教育内容、授業の方法等について、何らかの義務付けを行う必要はないか。

《例》

- ・ 教育課程の編成に当たっては、「教養」や「総合的な判断力」を培うことにも配慮。
- ・ 授業全体に占める実習・演習等の割合について、各分野の特性に応じつつ、一定割合以上(例えば、4～5割)以上とすることを義務付け。
- ・ インターンシップやプロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL)など、実践的な教育手法を積極的に取り入れることを推奨。 など

(2) 変化が激しい社会の多様な人材ニーズに対応するなど、各職業分野のニーズを教育課程に的確に反映させるため、どのような仕組みが必要か。

- ◆ 変化するニーズに柔軟に対応していくためには、どのような仕組みが必要か。
- ◆ カリキュラム編成等に際しての産業界との連携の在り方について、どのようにすべきか。

《例》

- ・ 高等教育機関としての自主性・自律性を確保しつつ、教育課程の編成・実施、ラーニング・アウトカムの設定等に際しての企業等との連携体制確保を義務付け。
- ・ 企業等と連携した授業(実習・演習等)の実施を義務付け。 など

(3) 多様な学習ニーズに応じた多様な学びのスタイルを可能としたり、社会人等が学びやすいようにしたりするため、どのような仕組みが必要か。

- ◆ 教育課程の編成や履修の方法、学期の取扱い等で工夫すべき点はないか。

《例》

- ・ 学年の縛りのない単位制、一つの授業科目を学期ごとに完結できる Semester 制など、社会人等にとってより学びやすい制度・方策を採用・奨励。
- ・ 短期の教育プログラム(モジュール)の積み上げにより、課程の修了等を可能とする仕組み等についても検討。
- ・ 既存の大学等の学生が、新制度による教育を受けられるようにするための方策等についても、併せて検討(大学等と新たな機関との連携教育、大学等の職業教育プログラム等)。 など

(4) その他、新たな機関の趣旨を活かすため、制度設計上留意すべき点はないか。

- ◆ 例えば、分野の捉え方、学修量の計算方法などについてはどうか。

《例》

- ・ 学問分野に基づく分野区分/職業分野を意識した分野区分
- ・ 大学・短大における単位との互換性、国際通用性を考慮した単位計算方法 など

論点Ⅲ

教育内容・方法

(1) 新たな機関における教育内容・方法の特色は、どのようなものか。

- ◆ 育成すべき資質・能力を踏まえ、どのような授業内容とすべきか。
- ◆ 新たな機関で必ず取り入れるべき教育内容、授業の方法等について、何らかの義務付けを行う必要はないか。

《例》

- ・ 教育課程の編成に当たっては、「教養」や「総合的な判断力」を培うことにも配慮。
- ・ 授業全体に占める実習・演習等の割合について、各分野の特性に応じつつ、一定割合以上(例えば、4～5割)以上とすることを義務付け。
- ・ インターンシップやプロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL)など、実践的な教育手法を積極的に取り入れることを推奨。

など

《第1～5回会議での委員等意見》○：委員 ◎：ヒアリング有識者

【総論】

- 職業教育を行って行く際にも、ベースとなる基礎的な能力がどのようなものかを、設置基準や、あるいはカリキュラムの中に、しっかり入れ込んでいく必要がある。
- 新たな機関は、企業のOJTを肩代わりするだけの機関ではない。その教育は、「学」の枠組みには入りきらないものとなるが、「学」から離れたものとなってもいけない。
- 職業教育のみの機関では他の高等教育機関との互換性を失い、そこを卒業しても、外国では編入学や大学院入学を認められないといったことが生じる。
- 新たな機関では、最新の専門知識や技術・実践力の教育を中心としつつ、将来、理論や基礎学力を自ら学ぶための基礎や、学びの手法の教育も組込むことが必要。
- 新たな機関のカリキュラムは、より実践的なものとし、一定の教養科目や基礎科目を含んだ上で、さらにより高度な専門科目を配置することで、他機関と差別化すべき。
- 例えば、ハーバードやスタンフォードのビジネススクールでは、経済学者の名前など教えずとも、経営上必要な経済学等は徹底的に叩き込んでおり、職業教育に最適化するなら、教える順番もカリキュラムの組み方も変わってくるのではないか。

【教養・基礎教育、専門教育】

- 学士相当の学位を授与するなら、人間形成の基礎として、何らかの教養教育又は専門基礎教育が必要。
- カリキュラムについては、例えば、教養科目と専門基礎科目で全課程の30%程度、専門科目(理論的・知識的な科目及びスキル実習科目)で70%程度といったように、カテゴリーを分けてモデルを作るべき。

【教養教育】

- 教養教育は必要だが、カルチャースクールのようなものでは意味がない。例えば、シェイクスピア劇も、インターンシップを通じ現実社会の不条理などを味わった後で教える方が効果的である。

【実技・実習】

- 高等教育を複線化し、教養型・座講中心の教育より、手を動かして行う教育を望む者にも学びの選択肢を与え、学生のモチベーションを上げることが重要。

- 新たな機関は、職能・技能がベースになる。授業の時間については、自習型でなく、長い間訓練を受けて技術を身に付けていくという視点を持つ必要がある。
- 日本国内でも実質的にはジョブ型雇用の領域が増えてきており、そうした領域では、インターンシップを含め、相当な実技訓練をやっておかないと通用しない。
- 職業をベースにしている以上、一定以上の実技訓練はクリアしてほしい。21・22歳の段階でそれだけの訓練に耐えたということが、採用側に対しても明確なシグナルとなる。

【体験的な学習、ビジネスベース・プロジェクトベースの学習】

- ◎ 現在の専門学校以上に実践的な教育が求められており、ワークプレイスメント、インターンシップやコーオプ教育、ケースメソッドなど様々な手法を組み込んでいく必要がある。
- インターンシップは、海外の大学では卒業単位として必須。国際バカロレアでは社会活動も必須になっているが、日本では、そういったものも欠けている。
- ビジネスでは、作ったものは販売しなければならない。教育機関であっても、商用のライセンスを持ち、きちんと売れる物を作る仕組みを備えて、市場と向き合うことが必要。

【設置基準】

- 実践的でより深い職業教育の実施を義務付けられるもう1つの大学の類型を作り、社会人の学び直し等を可能とする、職業人養成に相応しい設置基準を整備すべき。
- 設置基準について、定量的な項目等の規定は可能かもしれないが、専門領域を超えて共通するような教育内容は、抽象的にしか規定できないし、規定すべきでない。一定の職業分野の共通基準についても、制度を進めながら、継続的に考えられるべき。

《参考》新たな高等教育機関の教育内容・方法の特色に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(2) 教育内容・方法

- 各職業分野に従事するために必要な実践的知識や技術、能力等を培うとともに、社会人としてバランスのとれた人材を育成するためには、専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成することが必要である。
- 特に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関における教養教育については、哲学や古典等についての素養を養うのではなく、その教育課程全体を通じて、どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等の知的な技法など、変化の激しい現代の実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力を学生が身に付けられるようにするための基盤を形成することが重要である。また同時に、コミュニケーションスキル、ICTスキル等の基本的な能力を育成したり、インターンシップやグループでのPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)等を通じて、協調性や責任感等の非認知的能力を培ったりすることにも配慮が必要である。
- また、「学士」相当の学位を授与する場合は、学位プログラムの学修成果(ラーニング・アウトカム)の具体化を目指している諸外国の動向も踏まえ、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」が示す「学士課程共通の学習成果に関する参考指針」や、諸外国における学習成果の指標に照らした検討が必要となる。

○ 教育方法については、実習・実技・演習・実験等を重視し、講義形態の授業よりもPBLや現場での実習等を行うなど実践的な方法を積極的に取り入れることを分野の特性に配慮しつつ制度化すべきである。特に、効果的に実践的能力を培う観点から、在籍する全ての学生が長期インターンシップ等に参加するよう努めるものとするのが望ましい。また、分野横断的にどの職業人にも求められる能力についても、実際の指導に当たっては、学生の学習意欲を喚起するなどの観点から、例えば、職業分野の特性を踏まえて当該分野の具体的事例を導入題材に用いるなどの教育方法上の工夫が行われることが望ましい。

●中教審「キャリア教育・職業教育」答申(H23.1)

第4章 4.(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

3. 教育課程、授業方法

…また、教育課程の編成にあたっては、例えば、国際社会から見た日本の姿や、国内地域の産業・資源等の特色・強みを学ぶ科目が含まれるなど、斬新で独創性に富むものとしていくことが期待される。

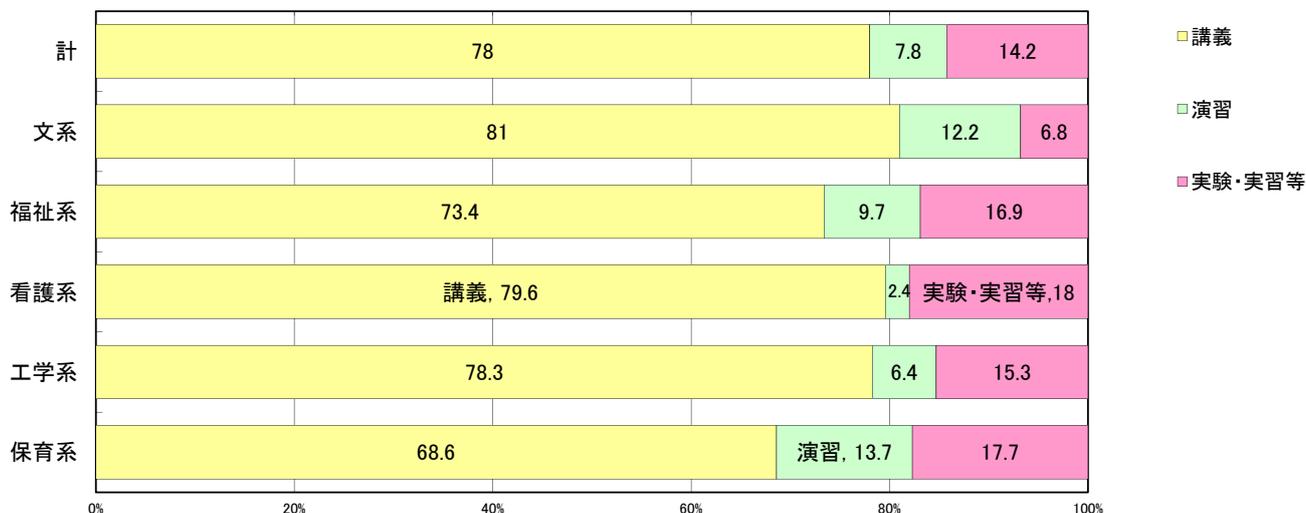
授業方法については、職業実践的な演習型授業(実験・実習・実技等)を一定程度(例えば、おおむね4～5割程度)行うことが想定される。

特に、産業界や職業人が求める知識・技能等や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会(企業内実習、企業参加の学内実習活動等)を設定することが重要である。

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

資料: 文部科学省調べ

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

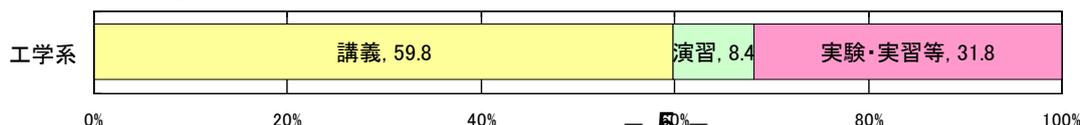
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%

(短期大学)



※ サンプリング数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

(高等専門学校)

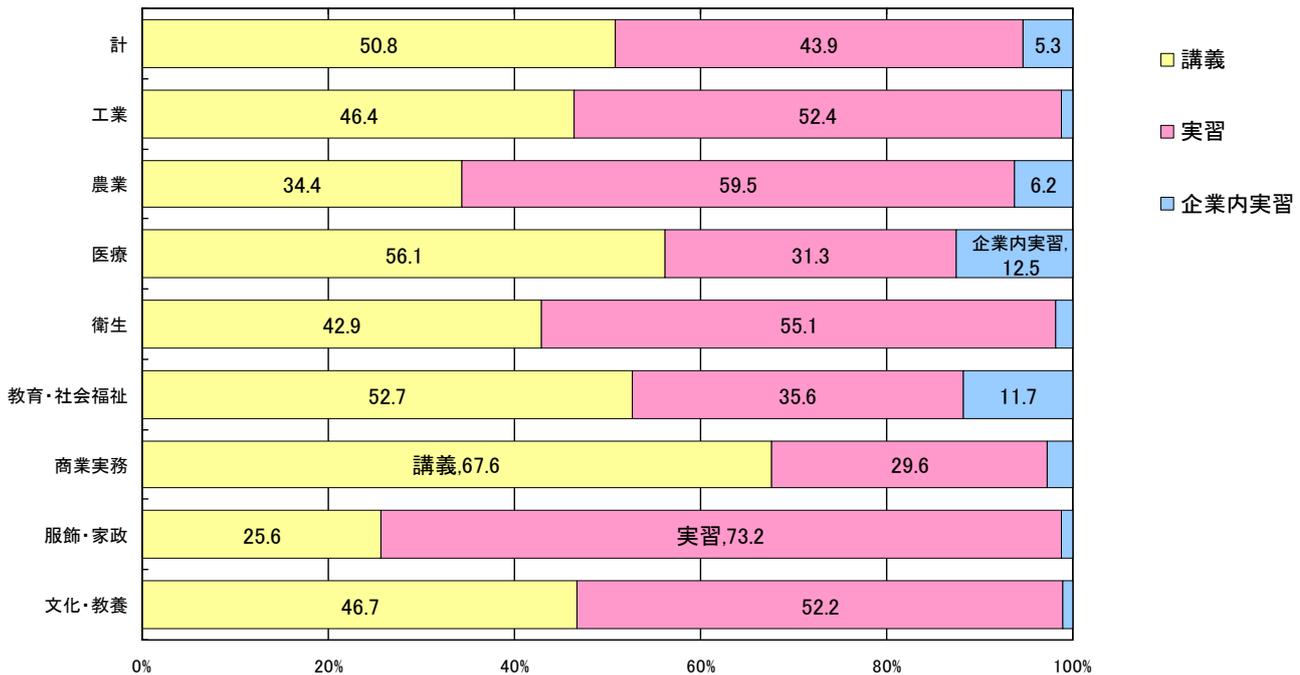


※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない) サンプリング数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科)

資料: 文部科学省調べ

専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)
○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

※「実習」には演習、実験、実技含む。
※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

資料: 文部科学省調べ

「職業実践専門課程」「職業実践力育成プログラム」の認定基準【教育内容・方法】

専門学校『職業実践専門課程』に関する認定基準等

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号) 抜粋

第2条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として、認定することができる。

三 企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)を行っていること。

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項(平成25年8月30日) 抜粋(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。)や講師契約等を締結して、実習・演習等を行っていること。
- ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について、企業等と連携していること。
- ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。

大学等『職業実践力育成プログラム』に関する認定基準等

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成27年文部科学省告示第124号) 抜粋

第2条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程(以下、課程という。)であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

- 一 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的に明確に定め、公表していること。
- 二 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 三 対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、総授業時間数の一定割合以上を占めていること。(後略)

「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項(平成27年7月31日) 抜粋(内容)

「別に定めるところにより」とは、以下の内容を指します。

・「対象とする職業に関する企業、団体等と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業」とは、具体的には、以下を指し、2つ以上を満たしていること。

- ① 企業等と連携して行う授業(企業等とのフィールドワークなど)
- ② 双方向又は多方向に行われる討論(課題発見・解決型学修、ワークショップ、グループディスカッションやケースメソッドなど)を伴う授業
- ③ 実務家教員や実務家による授業
- ④ 実地での体験活動(インターンシップ、海外大学等への留学や現地調査など)を伴う授業

・「一定割合以上」とは、5割以上を目安とします。(後略) - 6 -

(2) 変化が激しい社会の多様な人材ニーズに対応するなど、各職業分野のニーズを教育課程に的確に反映させるため、どのような仕組みが必要か。

◆ 変化するニーズに柔軟に対応していくためには、どのような仕組みが必要か。

◆ カリキュラム編成等に際しての産業界との連携の在り方について、どのようにすべきか

《例》

・ 高等教育機関としての自主性・自律性を確保しつつ、教育課程の編成・実施、ラーニング・アウトカムの設定等に際しての企業等との連携体制確保を義務付け。

・ 企業等と連携した授業(実習・演習等)の実施を義務付け。

など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

【ニーズへの即応】

○ かつて情報処理技術者が大量に不足したとき、全国の専門学校が直ちに情報教育を強化して供給したように、スピードを失わない制度を作ることが必要。

【産業界との連携】

○ 職場における暗黙知を形式知にすることは、企業の中でも大変な努力を要する。それを体系化し、学問にするのは大変なことであって、この制度には、産業連関が不可欠。

○ 変化の中、求められる能力を捉えて育成することが社会の要請であるなら、それは、変化の現場の主体であり、卒業後の出口である業界・地域と連携しなければならない。

○ 例えば、産業界の状況を踏まえた新しい理論や技術を教育課程に反映させていく、本格的な産学連携の仕組みを持った高等教育の制度は、従来なかったのではないか。

○ 新たな機関のカリキュラムは、アカデミズムを背景にした体系的な学びと、特定の業界ニーズに対応する学びとを両輪にして編成されるものとして、これを制度化すべき。

◎ 企業は、これまで、求める人材像について、大学側にコミュニケーションしてこなかった。求める能力について、できるだけ具体的に明示して、社会に発信する必要がある。

◎ 企業も教育プログラム開発に積極的に関与し、その中で、学生参加型産学連携研究の拡充、実務家教員の受入れ、企業人による教育の推進などを進めるべき。

【企業・業界等との連携によるカリキュラム策定】

◎ 将来の産業構造変化を見据えて、教育内容・方法を考える必要があり、そのためには、大学の中だけでなく、企業のいろいろな人から知識をもらって考えることが重要。

◎ 企業や地域の発展に向け自律的に活躍できる人材を養成するには、その受け手となる企業や地域のメンバーが、カリキュラム作りの段階から協力・関与していくことが重要。

【インターンシップ】

○ 長期で、かつ複数の現場実習などを義務付け、可能とされるべき。

○ インターンシップについては、6ヶ月や1年といったレベルの長期のものが必要。

◎ インターンシップの強化・充実は非常に重要。期間の長期化(1ヶ月以上)や実施時期の早期化(学部1・2年次までに実施)、大学が関与する形での企業実習プログラムの開発やその学修の単位化、報酬の支給などを、企業と大学が協力して進めていくべき。

○ インターンシップの必修化、長期化は、経済界が受け入れる努力をしなければ実現しない。どのようなプログラムにすべきか、教育機関と一緒に考えて考える必要がある。

○ インターンシップ学生を受け入れる企業にインセンティブを与えるなど、政府のサポートがあるとよい。

○ 企業等の現場でどこまで教育できるか、現場にその余裕があるか、実務家教員による教育がどのようになされるか等については、分野別に見極める必要があり、新たな機関の制度化も、分野別に細かく検討していく必要があるのではないか。

《参考》新たな機関における産業界との連携に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(2) 教育内容・方法

○ 教育課程の編成については、最終的には新たな高等教育機関の責任の下で決定されなければならないが、各職業分野のニーズを的確に反映させるには、何らかの制度的仕組みを設けることにより、産業界による一定の参画を得られるようにすることが適当である。その仕組みの具体的な在り方については、今後検討することが必要である。

●中教審「キャリア教育・職業教育」答申(H23.1)

第4章 4.(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

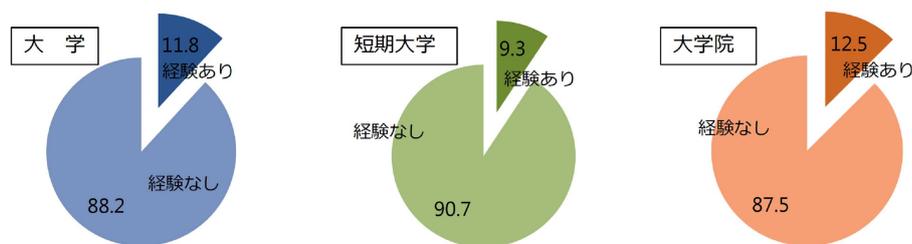
3. 教育課程、授業方法

教育課程については、企業や地域・全国を単位とする経済団体・職能団体等との連携により、教育課程を編成・改善する組織体制を確保することが重要である。…

特に、産業界や職業人が求める知識・技能等や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会(企業内実習、企業参加の学内実習活動等)を設定することが重要である。

大学生のインターンシップ参加状況について

学生のインターンシップ参加状況 (平成26年度)



単位：%

【出典】日本学生支援機構「学生に対するインターンシップ実施状況調査(平成26年度)」

単位認定を行ないインターンシップの実施期間別参加学生構成比 (平成25年度)

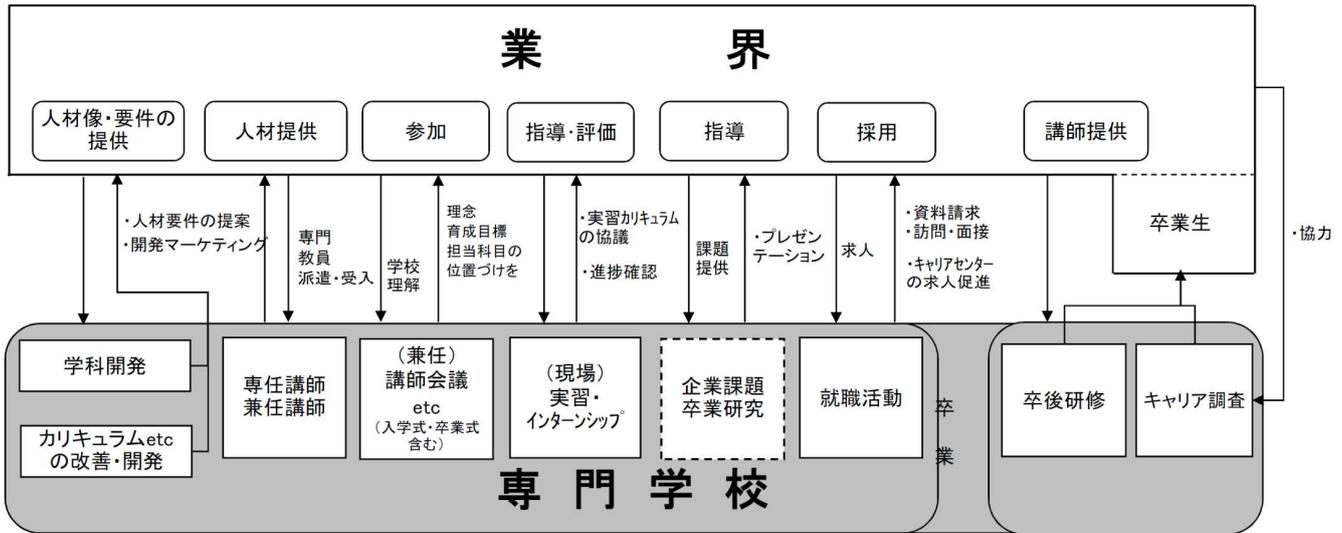
単位：%		1週間未満	1週間～3週間未満	3週間以上
大学院	資格取得に関係なし	14.6	53.1	31.9
	資格取得に関係あり	8.4	29.8	61.3
大学	資格取得に関係なし	25.3	61.0	13.2
	資格取得に関係あり	15.7	49.1	34.2
短期大学	資格取得に関係なし	29.5	58.0	12.5
	資格取得に関係あり	8.2	71.9	19.3
高専	資格取得に関係なし	35.3	59.0	5.3
	資格取得に関係あり	0.0	0.0	0.0

(注) 四捨五入の関係で数値の合計が100%にならない場合がある。

【出典】日本学生支援機構「大学等における平成24年度及び平成25年度のインターンシップ実施状況について」

専門学校と業界との連携の視点

出典：専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月 文部科学省）



「職業実践専門課程」「職業実践力育成プログラム」の認定基準【産学連携】

専門学校『職業実践専門課程』に関する認定基準等

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）**抜粋**

第2条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として、認定することができる。

- 二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 三 企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（平成25年8月30日）**抜粋**

(2) 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
- ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
- ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。

(3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して、実習・演習等を行っていること。
- ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について、企業等と連携していること。
- ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。

大学等『職業実践力育成プログラム』に関する認定基準等

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成27年文部科学省告示第124号）**抜粋**

第2条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程（以下、課程という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

- 六 教育課程の編成及び前号の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項（平成27年7月31日）**抜粋**

(7) 教育課程の編成及び評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

(留意点)

「意見を聴くための仕組み」とは、例えば、企業等を含めた教育課程の編成の検討や取組に関する評価を行う会議体を設置することなどが考えられ、各大学等において、組織的に企業等の意見を取り入れる仕組みを構築する必要があります。

(3) 多様な学習ニーズに応じた多様な学びのスタイルを可能としたり、社会人等が学びやすいようにしたりするため、どのような仕組みが必要か。

◆ 教育課程の編成、履修方法、学期の取扱い等で工夫すべき事項はないか。

《例》

- ・ 学年の縛りのない単位制、一つの授業科目を学期ごとに完結できるセメスター制など、社会人等にとってより学びやすい制度・方策を採用・奨励。
- ・ 短期の教育プログラム(モジュール)の積み上げにより、課程の修了等を可能とする仕組み等についても検討。
- ・ 既存の大学等の学生が、新制度による教育を受けられるようにするための方策等についても、併せて検討(大学等と新たな機関との連携教育、大学等の職業教育プログラム等)。

など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

【社会人の学び直し等】

- 学び直しをするためのフィットする高等教育機関が、これまでの制度にはない。
- ◎ いったん社会に出てその業界で働いても、学び直しにより、スキルアップが出来るような仕組みができると、非常に強い人材育成ができると思う。
- 18歳の段階で将来の職業を決められる子供は多くない。例えば、はじめの2年間は、ある程度幅のある職業領域での基礎基本を体験的に学ばせるものにし、自分の方向性を見出した学び直しの人たちは、その先から入ってくるというような形も考えられる。
- 社会人など時間的制約のある人たちの学び直し受皿とするなら、モジュール制を採り入れるような弾力的な運用も必要。

【多様な学びのスタイル】

- 既存の大学等との単位互換により、4年間の学士課程のうち2・3年次は新たな機関で学ぶとか、3年次以降は新たな機関に編入するとか、できるようになるとよい。
- 今の大学の枠組みの中で様々な教育プログラムを取り入れられるような制度、あるいは専門的な職業を入学後に大学内部で選ぶといった、選択の可能性を広げられるような制度を作ってはどうか。
- 仕事をもちながら、あるいは、高校や大学に通いながらそれと絡める形で、職業大学のプログラムがフレキシブルに提供される、流動的学校の仕組み等も考えた方がよい。

《参考》新たな高等教育機関における社会人の学び直し等に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たったの個別主要論点

(4) 修業年限

- また、社会人の学び直しに対応するためには、学位プログラムの修業年限では学修期間が長すぎることも考えられるため、学位プログラムをモジュール化した上で履修時期も分散し、短期間(例えば2～3か月単位)での履修やその短期履修の積み上げにより学位を授与することを可能とするなどの工夫も検討することが求められる。

●中教審「キャリア教育・職業教育」答申(H23.1)

第4章 4.(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

4. 修了認定方法・卒業要件

修了認定方法については、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、学年制ではなく、単位制やモジュール制を基本とすることが妥当と考えられる。併せて、セメスター制の積極的な活用も考えられる。

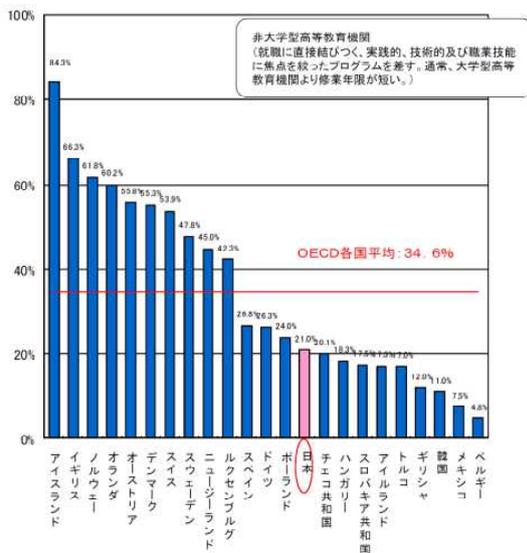
また、単位認定に当たっては、例えば、就業時に取得した各種資格に関する学修を評価し、授業科目の履修とみなして、単位を付与することも考えられる。

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

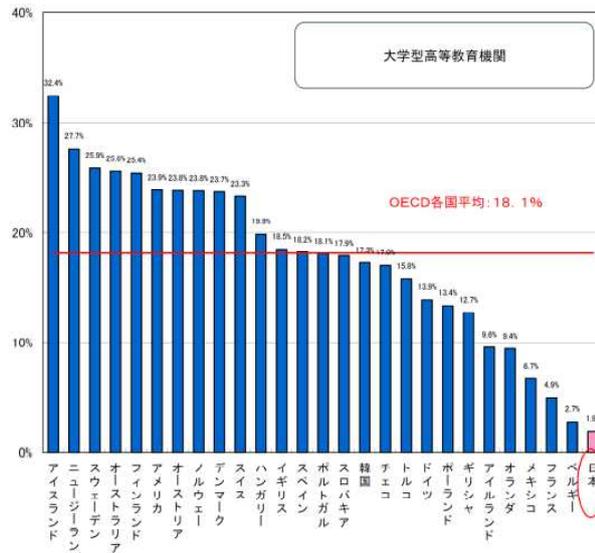
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）



出典：非大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典：大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

「職業実践力育成プログラム」の認定基準【社会人受入れ】

大学等「職業実践力育成プログラム」に関する認定基準等

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成27年文部科学省告示第124号)抜粋

第2条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程(以下、課程という。)であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

七 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項(平成27年7月31日)抜粋

(8) 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

(留意点)

「受講しやすい工夫」とは、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇期間における集中開講、IT活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組みの整備、補講の実施、託児サービスの実施などを指し、授業の内容や受講者の利便等を勘案し、各プログラムに適した方法により、社会人が受講しやすい工夫を行っている必要があります。

(4) その他、新たな機関の趣旨を活かすため、制度設計上留意すべき点はないか。

◆ 例えば、分野の捉え方、学修量の計算方法などについては、どうか。

《例》

- ・ 学問分野に基づく分野区分／職業分野を意識した分野区分
- ・ 大学・短大における単位との互換性、国際通用性を考慮した単位計算方法 など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

- 新たな機関は、特定の分野のある程度の範囲の職業領域を設定し、そこでの職業専門性と、分野共通の汎用的能力とを併せて育成していくようなものになるのではないか。
- わかりやすい分野設定をして、アカデミックをベースに、当該分野に焦点を置いて設計していくのがよい。
- 例えば、同時通訳者やビジネス通訳者を育成する課程で、外国語のほかに、社会・政治や、経済・経営も学んでいれば、その人は通訳にならなくても、いろいろな企業で国際舞台に立てる人になる。あるいは、健康、予防医学等はこれから注目される分野であり、「医者になる」、「管理栄養士になる」でなく、健康というものに特化した学習をしていくといったイメージも考えられる。
- 新たな機関では職能・技能の教育がベースとなる。授業の時間については、予習・復習を織り込む自習型でなく、授業型にして、長時間の訓練を受けるようにする視点が必要。

《参考》大学・短期大学設置基準及び専修学校設置基準における分野割

● 大学設置基準・短期大学設置基準における「学部の種類」

文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係*、医学関係*、歯学関係*、薬学関係*、家政学関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係

*は、大学のみ。

● 専修学校設置基準における分野の区分

工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係、文化・教養関係